

市立小学校体育館空調設備整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市が発注する市立小学校体育館空調設備整備事業（以下「本事業」という。）における特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「共同企業体」とは本事業における事業者選定への参加及び本事業の履行を目的として結成する。

(結成方法)

第3条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 共同企業体を結成するときは、特定建設工事共同企業体協定書により協定を締結するものとする。

(構成員の数)

第4条 構成員の数は、4者以内とする。ただし、設計業者は2者を上限とすること。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、第6条に規定する構成員の要件等を満たす者の組み合わせとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、市立小学校体育館空調設備整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を満たすものとする。

2 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として本事業の事業者選定に参加することができないものとする。

(構成員の出資比率等)

第7条 各構成員の出資比率は、次に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は、30パーセント以上
- (2) 3者の場合は、20パーセント以上
- (3) 4者の場合は、15パーセント以上

2 設計業者及び工事監理業者の最低出資比率は設けないものとする。

(代表構成員の要件)

第 8 条 共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 共同企業体の中心的役割を担う履行能力を有する者
- (2) 出資比率が構成員の中で最大である者
- (3) 施工業務を担う者

(契約)

第 9 条 契約書に特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(共同企業体の存続期間)

第 10 条 共同企業体存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、実施要領に規定する参加申込書類を提出した日から、本事業を請負った共同企業体にあつては本事業が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体にあつては本事業に係る契約が締結される日までとする。

(変更の届出)

第 11 条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体協定書その他の提出資料の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。ただし、構成員の出資比率、代表者その他の本事業を履行する上で重大な影響のある事項については、市長が認める場合を除き、変更を認めない。

(共同企業体に対する通知等)

第 12 条 本事業における事業者選定の審査結果等の通知、請負代金額の支払等の相手先は、全て共同企業体の代表者とし、代表者に通知した事項は、その他の構成員にも通知したものとみなす。

(適用除外)

第 13 条 この要領の施行にあたり、八千代市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成 7 年 7 月 25 日施行）の規定は適用しない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。

附 則(令和 7 年教総第 1070 号)

この要領は，令和 7 年 1 1 月 2 5 日から施行する。